

高等学校教育改革促進事業支援業務委託 企画提案競技審査要領

この要領は、標記業務の受託候補者を決定するために行う企画提案競技の審査・選考方法等の詳細を定めるものである。

1 審査方法

(1) 審査概要

提案された企画内容について、審査員は(3)の審査項目それぞれに評価点をつける。

(2) 審査票の記入及び質疑

審査票の該当枠部分に評価点を記入する。

特記事項や補足事項は下欄を利用して記載する。

(3) 審査項目 (計100点)

① 事業の趣旨・目的の理解 (20点)

国の高校教育改革に関する基本方針を正確に理解した上で、本県における高校教育が抱える具体的な課題や目的を的確に把握し、これらを効果的に連動させた提案となっているか。

② 業務の推進方針 (15点)

実効性の高い推進方針や独自性、工夫が含まれた提案となっているか。

③ 実行計画策定に係る支援 (20点)

策定のプロセスや策定の支援の仕方が具体的かつ実現可能性のあるものとなっているか。また、県教育委員会の負担軽減につながるような提案となっているか。

④ 支援活動の企画提案 (10点)

提案された支援活動が具体的かつ実現可能な提案となっているか。

⑤ 実施体制 (15点)

本業務を円滑かつ継続的に実施するための組織体制が構築されているか。また、県教育委員会と緊急時の対応を含め、安定した業務遂行が期待できる体制となっているか。

⑥ 同種又は類似の業務実績 (10点)

過去3年間で類似の業務を円滑かつ効果的に実施しているか。

⑦ 経費の妥当性 (10点)

経費の積算は適切か。

(4) 受託候補者の決定方法

受託候補者は各審査員の評価点をもとに、県が決定する。

2 審査員

- ・青森県教育庁理事
- ・青森県教育庁教育次長
- ・青森県教育庁高等学校教育改革推進室長
- ・青森県教育庁高等学校教育改革推進室長代理